農地利用最適化推進委員募集要領

**１　募集人数**

　　13人

　地区ごとの募集人数は下表参照。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当地区 | 地区詳細（行政区別） | 募集人数 |
| 三和地区 | 矢田、久米、前山、石瀬、宮山、小倉、大野 | ５人 |
| 鬼崎地区 | 西之口、蒲池、榎戸、多屋 | ２人 |
| 常滑地区 | 北条、瀬木、奥条、山方、市場、保示 | １人 |
| 西浦地区 | 樽水、西阿野、熊野、古場、苅屋、桧原 | ３人 |
| 小鈴谷地区 | 大谷、小鈴谷、広目、坂井 | ２人 |

**２　任期**

　　令和５年７月20日から３年間

**３　主な職務内容**

（１）担当する地区の農地法等の申請内容について調査し、毎月開催される農業委員会総会で調査結果の報告

（２）担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消並びに新規参入の促進等に伴う現地調査及び指導並びに監視業務等

**４　身分**

常滑市の特別職の非常勤職員

**５　委員報酬**

　　月額　17,500円

**６　推薦を受ける者及び応募する者の資格**

　　農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者。ただし、次のいずれかの項目に該当する者は除きます。

（１）破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

（２）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（３）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

**７　推薦及び応募に係る手続き等**

　　推薦は、委員にふさわしい者を個人、法人又は団体が推薦するものとし、応募は自ら委員の募集に応募するものとします。

規定の様式に必要事項を記入のうえ、持参又は郵送により提出してください。

　　なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

（１）提出書類

|  |  |
| --- | --- |
| 個人が推薦する場合 | 様式第１号・推薦を受ける者の住民票及び宣誓書 |
| 法人又は団体が推薦する場合 | 様式第２号・推薦を受ける者の住民票及び宣誓書 |
| 応募する場合 | 様式第３号・応募する者の住民票及び宣誓書 |

　※上記書類様式第１号～第３号及び宣誓書は、常滑市農業委員会事務局に設置しています。

　また、常滑市のホームページからもダウンロードできます。

（２）提出方法・提出先

　提出書類は、持参又は郵送により、下記問い合わせ先へ提出してください。

（３）受付期間

　　令和５年３月１日（水）午前８時30分から令和５年３月31日（金）午後５時15分まで【期限内必着】

（４）その他

　・農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦及び応募することができますが、両委員を兼ねることはできません。

　・複数の地区へ申し込むことはできますが、担当する地区は1地区のみです。

**８　選任方法**

　　推進委員候補者選考委員会が、候補者の選考を行います。

　　農業委員会は、選考委員会の結果を尊重し、農地利用最適化推進委員を委嘱します。

**９　情報の公表**

　　募集期間の中間及び終了後に、常滑市ホームページで以下の内容を公表します。あらかじめご了承ください。

（１）推薦を受けた者又は応募した者の担当地域

（２）推薦をする者（個人の場合）の氏名、職業、年齢及び性別

（３）推薦をする者（法人又は団体の場合）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員たる資格・要件

（４）候補者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況

（５）推薦又は応募の理由

（６）候補者が農業委員に応募しているか否かの別

（７）候補者の数

**１０　問い合わせ・申込書提出先**

　○常滑市経済部経済振興課

　　〒479-8610　常滑市飛香台３丁目３番地の５（常滑市役所２階）

　電話　　　　0569-47-6118

　ファックス　0569-34-9784